

県民の信頼確保について

私たち職員は、県民の県政に対する期待の大きさを認識して、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組み、県民から信頼、評価される県政の推進に努めなければなりません。

そのため、一人の職員の非行が県政全体の信用・信頼を損ねるということを認識し、県職員として厳しい執務姿勢を堅持していくことが重要です。

については、職員一人ひとりが、今一度、原点に立ち返り、日常の執務姿勢を点検し、公務員としての自覚を持って職務に精励するよう徹底します。

平成 25 年 12 月 2 日

副知事 吉本 知之

1 県民の信頼確保

- (1) 職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての公務員の立場を十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて、自己の行動を厳しく律すること。
- (2) 事業者、団体等と接触する場合は、民間においては慣例的な取扱いとされていても、公務員としての立場を踏まえた行動をとること。
- (3) 事業者等との関係において、職務上必要な指導の域を超え、特定の業者との癒着をするなど、県民から批判や誤解を受けるような行為は決して行わないこと。
- (4) 業務に関連する贈答品は、受け取らないこと。また、やむを得ず受け取ったものについては、所属に届け出ること。
- (5) 出退勤時間を遵守し、無断欠勤等、勤務態度に不信を持たれることのないようにすること。また、勤務時間中は、出張時を含め、公務員としての自覚を持って職務に専念すること。
- (6) 公務外での不祥事が引き続き発生している。勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを、改めて自覚し、県民の信頼を損なう行為は厳に慎むこと。
- (7) 法令違反や職務上の義務違反、県政を推進するにあたり県民の信頼を損なうおそれがある行為については、「兵庫県職員公益通報制度」を活用する等、不正の未然防止に取り組むこと。

2 執務姿勢

- (1) 職員一人ひとりが自らの権限と責任を自覚しつつ、県民の視点に立って、地域課題に積極的かつ創意工夫して取り組むこと。
- (2) 職務遂行にあたっては、常に社会通念に照らし、県民の理解が得られるよう留意すること。
- (3) 職員相互の対話を進め、円滑な意思疎通を深めること。
- (4) 自らの職務を計画的に行い、定時退庁に努めること。特に水・金曜日の定時退庁日には留意すること。また、年次休暇の取得促進に努めること。
- (5) 環境率先行動計画に基づき、省エネ・節電対策に取り組むこと。
- (6) 県民からの相談、問い合わせ、電話対応については、県民の立場にたち、親切に対応し、責任を持って、迅速に処理すること。
- (7) 常に職員き章を着用し、職務の遂行にあたっては、県職員としての自覚と心構えを保持すること。また、服装については、品位を失しないようにすること。

3 ハラスメント防止

- (1) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが、被害者の人権を侵害し、執務環境や業務遂行にも影響を及ぼすことを理解し、明るい職場づくりに努めること。
- (2) ハラスメントを受けた場合には、一人で悩みを抱え込まず、身近な信頼できる人や職員相談員等に相談すること。また、ハラスメントを見聞きした場合は、必要に応じて、その状況を所属長や相談窓口にご相談すること。

4 交通事故防止

- (1) 車を運転する際には、交通法規を遵守し、安全運転に心がけること。特に、飲酒運転、無免許運転、無謀運転は、絶対にしないこと。
- (2) 交通事故を起こした場合には、救護、危険防止、警察への通報など、必要な対応を行うこと。
- (3) 交通事故を起こしたり、極端な速度違反によって検挙された場合は、所属長に速やかに報告すること。

5 事務処理

- (1) 行財政環境の変化や国の政策動向等を的確に捉え、第2次行革プランの徹底した総点検に取り組むこと。また、平素から事務改善に取り組み、効率的で質の高い県民サービスを提供すること。
- (2) 会計経理、契約等の事務処理については、法令、通知等に基づき、適正な処理を行うこと。また、現金・預金の適正な管理を徹底すること。
- (3) 予算節約インセンティブ制度の活用など、計画的な予算執行や適正な物品調達手続きを徹底すること。
- (4) 文書を庁外に持ち出したり、関係職員以外に提示したりする場合は、上司の許可を得ること。
- (5) 個人情報をはじめ、情報の管理・取り扱いには十分注意すること。特に、電子メールを送る際は送信先や添付ファイルの内容を確認し、誤送信のないように留意すること。
- (6) 県庁 WAN 等の情報システムは、県情報セキュリティ対策指針に基づき、適切に利用すること。

6 健康管理

- (1) 日頃の健康状態に十分留意し、定期健康診断、がん検診および検査後の再検査・保健指導等を受診し、疾病の予防と早期発見を心がけること。
- (2) 心身に不調を感じたときは、「健康なやみ相談」等の相談窓口を利用すること。
- (3) 周囲の職員の不調に気づいたときは、所属長や「気づき緊急ほっとライン」等に相談すること。[相談窓口については県庁 WAN 「共通事務福利厚生」に掲示]
- (4) 家族の健康にも十分配慮し、健康診断やがん検診等の早期の受診を勧めること。